

6.2 情報提供者の視点からの比較

■ 情報提供者の視点では政府標準利用規約（第1.0版）が親切に見えるが、実効性には課題がある。

- ▶ ①提供したデータについて保証する必要が無いこと（無保証）、②情報提供者の名前を騙って改ざんしたデータが公開されるのを防ぐこと、③情報提供者が一般的に望ましくないとする利用の態様を示すことができること、の3点が重要である。
- ▶ ②については、規定があったとしても、是正を求めた際に情報提供者が対応しない場合や、転々流通した先での改ざんの場合は是正を求めることができないなど、実効性に課題がある。
- ▶ ③については、規定があったとしても、情報提供者が禁止しているつもりであった行為が裁判所で認められない場合や、認められても国外に対しては執行が困難な場合がある等、実効性に課題がある。

	CC0	CC-BY	政府標準利用規約 (第1.0版)
①提供したデータについて保証する必要が無い（無保証）	無保証規定あり	無保証規定あり	無保証規定あり
②情報提供者の名前を騙って改ざんしたデータが公開されるのを防ぐこと	規定なし	規定あり 実効性に課題	規定あり 実効性に課題
③情報提供者が一般的に望ましくないとする利用の態様を示すことができること	規定なし	規定なし	規定あり (「法令・条例・公序良俗に反する利用」 「国家・国民の安全に脅威を与える利用」を禁止) 実効性に課題

6.3 オープンデータにする際に望ましい利用ルール

■ 著作物が発生するデータについてはCC-BY、著作権が発生しないデータ（数値、簡単な表・グラフ等）についてはCC0を適用することが望ましい。

- ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）は、第三者の権利が含まれているデータや、利用に法令上の制約があるデータに関する注意喚起が予め盛り込まれているが、それを理由にCC-BYをとりやめて、政府標準利用規約（第1.0版）を採用することは情報利用の際の萎縮効果による悪影響の方が大きいと考えられ、望ましくない。
- ▶ 第三者の権利が含まれているデータや、利用に法令上の制約があるデータに関する注意喚起を行う場合は、政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」の利用規約を参考にすることが望ましい。

